

秋田県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成28年3月25日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 道路の区域

道路の種類	新旧別	路線名	区 間		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (キロメートル)
県道	旧	河辺阿仁線	A	秋田市河辺三内字曾場台3番6から字田尻面107番1	9.50～23.00	0.164
			B	秋田市河辺三内字曾場台7番19から字上屋敷122番3まで	11.50～40.00	0.581
	新	河辺阿仁線	B	〃	11.50～40.00	0.581

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 秋田県秋田地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成28年3月25日から同年4月8日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）